

大気汚染防止法が改正されました

アスベスト関連の改修・解体工事・事前調査等のご相談は(株)新和産業にお任せください

一部規定を除き、令和3年4月から施行されています。

解体やリフォーム改修工事の際は、事前調査が必要です!!

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

NEW



一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日~

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

[規模要件]

- ✓ 建築物の解体:対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

[報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

[報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。



株式会社 新和産業

県知事許可 般-29第072177号

メール:info@sinwasangyou.com

担当:岡・松本

お問い合わせ

045-954-6050

〒241-0812 横浜市旭区金が谷624番地

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者又は自主施工者が行います。

届出が不要な作業についても作業計画を作成する必要があります。

NEW

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、新たに作業基準に位置付けられました。

事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

(1) 事前調査結果の掲示(新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

強化

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所に変更はありません。

(2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示(新法第18条の14、新規則第16条の4第2号)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所に変更はありません。

隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されます。

NEW

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることとなります。

[罰則](新法第34条第3号)

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	<p>除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること</p> <p>(1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(2)電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>

※1 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。</p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p>

※3 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。

近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物等から石綿が飛散するおそれが高まっています。

このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきます。

NEW

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

* この資料は環境省の案内より抜粋したものです。

お問い合わせはお気軽にご相談下さい！

1 アスベストの相談 (無料です)

・建物のアスベストの可能性がある場所を判断を致します。
法律関係や施工方法・工事の流れの説明・質問等何でもご相談下さい。

2 石綿含有調査

・採取・分析(JIS A1481 1-3)国土交通省使用で報告書の作成まで行います。長年取引のある信用できる業者を手配を致します。

3 現場事前調査(調査者資格2名)

・図面(設計図書)及び目視調査・持ち主殿とのヒアリング調査
現在法改正後一定の規模以上の工事を行う場合は必要になりました。

4 見積書の作成 (無料です)

入札・設計・解体・改修工事の見積の作成
安く早く施工が終了する方法で見積書を作成します。

5 施工計画書の作成

官庁・労基署に届出が必要です。レベル3も作成しなければなりません。

6 施工処理(アスベストの除去工事等)

・官庁・労基署による立会検査も行います。
アスベスト除去・撤去・囲い込み・封じ込め・解体
レベル1・2・3全てお任せください。

7 粉塵濃度測定の手配

・長年取引のある信用できる業者を手配を致します。

8 アスベスト産廃の手配

・特別管理産業廃棄物の収集運搬・最終処分場
委託契約書の手配を致します。(配車の予約)

9 完了報告書の作成

・官庁や発注者に対する完了報告の提出・施工写真(官庁報告用)
の撮影・まとめ等を行います。
現在法改正により報告義務と工事後の確認が必要になりました。

創業50周年、アスベスト工事歴18年の信頼と実績の当社にお任せください！



株式会社 新和産業

県知事許可 般-29第072177号
メール: info@sinwasangyou.com
担当: 岡・松本

お問い合わせ

☎ 045-954-6050
〒241-0812 横浜市旭区金が谷624番地